

〔研究ノート〕

集会の権利と場所の価値 : Snyder v. Phelps (2011)

高橋 義人

はじめに

- I. 言論・集会と場所
 - II. Snyder 事件連邦最高裁判決
 - III. 判決の検討
- 結びにかえて

はじめに

開かれた民主政治を実現するためには、市民が公共の関心事を討論し、問題の解決に向けて協働する空間（場所）が必要となる⁽¹⁾。この市民の集団的な協働活動を支える憲法規範は集会（アソシエーションを含む）の権利であろう。集会はメディアを利用した非人格的な相互関係と違って、参加者の連帯感を醸成するという意味では情報発信や表現行為のための前提であり、また、一人で実行できない（複数性）という意味では人間関係資本を形成するための要素である⁽²⁾。アメリカの歴史上も、集会の権利は奴隷制廃止運動、女性参政権運動、ニューディール期の労働運動、公民権運動など重要な社会運動の推進力だった⁽³⁾。しかし、今日の判例法理では集会の権利の意義はしだいに見失われつつあるといえる⁽⁴⁾。

合衆国憲法修正第一条は「言論」と関連付けて、「平穩に集会する権利」、「出版の自由」、「国民が苦痛の救済を政府に請願する権利」を並べて

いる。現代の判例や学説はこれら四つの権利を「表現の自由」として概念化することが多い。もちろんこれらが民主政治に必要な不可欠な構成要素であることにいまでも異論はないが、そのことにより「言論」を共通項として「出版・集会・請願」を包摂する「表現」のコンセプトが広く浸透している。そのため、集会在「表現」であるかぎり、集会に固有の価値や意義にはさほど注意は向けられない。現代の修正第一条の法理では、集会が屋内か屋外か、固定か移動かなどの区別はなく、集会の場所・形態・方法がどうあれ、保障の程度は「フォーラム」の類型に依存する。集会の価値や機能ではなく、政府財産と私有財産を区別し、政府財産をどのように分類するかが重要になる。集会是「表現」の一形態にすぎず、その規制の審査は緩やかになりやすい。

しかし、こうした判例法理の傾向とは反対に、現代の政治的・社会的な運動のテーマは多様化し、集会の必要性はますます高まっている⁽⁵⁾。聴衆へのアクセスを容易にし、メッセージを広く伝達し、論争を効果的に象徴させるためには集会在重要になる。集会の効果を高めるために場所が選択され、政治的・社会的な少数者にとって、場所を争う集会是公共的議論を喚起するための手段となる⁽⁶⁾。集会の具体的な方法については、デモ、封鎖、座り込み、ピケなど古典的手法が現代でも参照されているが、テーマによって、争われる場所は私的領域にも拡大している。

こうした集会に関する最近の論争的な事例の一つは、ウエストボロ・バプティスト教会 (Westboro Baptist Church) が展開する活動であろう。同教会は自分たちの宗教的信条を広く拡散させるために墓地周辺でピケやデモなど抗議活動を実行する。メッセージを記した標識を公道から掲示するという古典的な方法によりながら、同教会は軍人の戦死と同性愛への「寛容」を関連付け、同性愛者を非難し、国やカトリック教会に対する抗議を展開している。このような活動には、現代の集会の権利の難しさがうかがわれる。墓地は親密な関係にある人々が静謐な環境のなかで故人を追悼するための私的領域である。それに対して、抗議活動は市民の注意や共感を

広く喚起し、論争を誘発するための「集会」である。しかし、ある式典が墓地で行われ、墓地や葬儀が「集会」に開かれる場合には、公共的・政治的な意味をもつこともある。そもそも死と儀式は政治的主張に利用されやすい象徴的なモメントである。ウエストボロ教会の抗議活動は「集会」の権利を行使しながら、現代の象徴的な場所を争う意味があると思われる。

そこで、本稿では連邦最高裁がウエストボロ教会の活動に対して初めて判断した事例 (Snyder v. Phelps) を検証することで、現代の「集会の権利」の位置付けを再考する手がかりとしたい⁽⁷⁾。事件自体はウエストボロ教会の抗議活動が加害的言論行為として損害賠償責任を負うかが問われた事例であり、連邦最高裁は同教会を擁護する判決を下した。判決には加害的言論による不法行為責任と「言論の自由」をどう調整するのかなど重要な論点が含まれるが、本稿では、上述の問題関心に基づいて、主として場所を争う「集会の権利」の課題を整理したい。

I. 言論・集会と場所

1. 表現媒体と場所

「言論の自由」の法理における場所の機能や役割を考えるうえで示唆的だったのは、City of Ladue v. Gilleo (1994) である⁽⁸⁾。この事件では、景観の維持を理由にして、住宅からの掲示物を全面的に禁止する市条例の合憲性が争われた⁽⁹⁾。法廷意見 (オコナー裁判官) は、屋外掲示物は憲法で保護された表現形態だが、口頭の言論と異なり、「理に合った範囲で、かつ検閲の目的でなければ」、騒音規制のように掲示物の物理的特徴を規制できると一般論を述べたが、他方で、市が主張した「場所をとる、景観を遮る、自動車運転者の注意を反らす、別の土地利用を妨げる」などの規制理由を否定した。①掲示という方法の意義、②住宅という場所の重要性に留意しつつ、法廷意見をみてみたい。

①について、法廷意見が着目したのは「掲示」という「独特で重要なコ

コミュニケーション手段」が完全に排除され、「政治的・宗教的・個人的メッセージ媒体が全面的に閉めだされた」点である。

「地域の出来事に応答し、あるいは争いのある問題について意見を表明する掲示は、コミュニティの生活を反映すると同時に、生活に活力を与える。芝地や窓辺に掲示されることが多いが、住宅の屋外掲示は政治運動にとって重要な役割を担っている。政治運動の間、掲示物は特定の公職選挙の候補者、政党、主義・主張への住人の支持を表示するために掲示されているのである⁽¹⁰⁾」。

このような掲示物は複雑な思想を伝達するわけではないが、市民にとって重要な媒体であることを評価している。そのうえで、法廷意見は規制方法を問題とした。

「媒体全部を排除する禁止措置は、内容や観点による差別から完全に自由かもしれないが、言論の自由に対する危険性は明白である。共通の発信手段がなくなることで、この禁止措置は多くの言論を抑圧する可能性がある⁽¹¹⁾」。

市によれば、住人は別の手段でメッセージを自由に伝達できるから、条例は「時・場所・方法」を規制しているにすぎない。しかし、法廷意見は、この規制が正当だというためには、「コミュニケーションのために別の手段を十分に開いておかなければならない」とし、本件では掲示物の代わりになる手段がないと説示したのである。

「住居での掲示物はきわめて安価で便利なコミュニケーション形態である。…とりわけ庭や窓際の貼紙の実質的な代用物はない。裕福な人にとっても、新聞広告の購入、通りでの冊子の配布と手軽な掲示物を自宅前に表示することにかかる金銭的・時間的なコストは公共の討論に参加するかしらないかの差となる。さらに自宅で表現物を掲示する人は近隣の人々に伝達したいことも多い⁽¹²⁾」。

次に②については、法廷意見は話者にとって場所の重要性を次のように評価した。

「人の住居から標識を掲示することは、どこか別の場所から同じ標識を掲示することとはまったく違うメッセージを伴うことがある。…退役将校や受勲経験のある退役軍人の前庭に掲示された『湾岸の平和を』と訴える掲示は10歳児の寝室の窓際や通行中の自動車のバンパーステッカーに掲示された同じ文面以上に別の反応を引き起こすことがある。社会主義への支持表明が豪邸の庭園に掲示されている場合には、工場の壁やサンドイッチマンの広告板に掛けられた場合以上にまた違う意味を伝達するだろう⁽¹³⁾」。

以上のように、Ladue 判決は、政府が私的領域へ干渉することを警戒するだけでなく、政治的抗議の「場所＝媒体」として住宅の意義を論じていることが注目されるだろう。

2. 表現形態と場所

集会やデモなど直接対面型の社会的コミュニケーションにとって、場所や時間の選択が内容と同じように重要であることを示している事例が、Clark v. Community for Creative Non-Violence (1984年) である⁽¹⁴⁾。この原告 (Community for Creative Non-Violence) は、「ホームレスの窮状に喚起を促す」ために、ワシントン D.C のラファイエット国立公園とモール公園でデモを計画したところ、国立公園局 (National Park Service) は公園内にテント設営を許可し、参加者の宿泊を拒否した。そこで、原告は宿泊を制限する規則を修正第一条違反だと主張した。法廷意見 (ホホワイト裁判官) は規則の合憲性を支持した⁽¹⁵⁾。

まず、法廷意見は、デモに付随した「24時間のテント設営」も保護される表現行為だが、時・場所・方法に関する規制を受けると説示し、規制の有効性の判断基準を次のように定式化した⁽¹⁶⁾。

- ①規制される言論の内容に関係ないこと。
- ②重大な政府利益の実現のために限定されていること。
- ③情報伝達のための代替手段が十分に開かれていること。

①について、規則は公園内の「キャンプ」を禁止しているが、これはデモの方法の規制であり、言論内容に中立的であること、②について、「公園財産の消耗と破損」を制限し、財産を良好な状態に維持するという政府利益は正当であり、キャンプの禁止・制限という手段はこの政府利益を達成するために必要な範囲に限定されていること、③について、テントの「設営」と「野宿」が表現行為だとしても、デモにとって補助的価値しかないことを説示した。野宿の許可がなければ、ホームレスの参加が困難になることを認めながら、法廷意見は行政の管理業務を優先したのである⁽¹⁷⁾

法廷意見に対して、修正第一条の権利を真剣に捉えていないと批判したのがマーシャル裁判官である。マーシャル裁判官によれば、法廷意見は政治的抗議のために冬に国立公園で宿泊するという「言論」の憲法的意義を厳密に審査していない。まず、法廷意見が見落としているのは、問題の公園が「歴史上最も活発な政治的デモの場所」であり、「政治的表現と抗議のための有力なフォーラム」だったという事実である。マーシャル裁判官は、原告が目的意識をもち、歴史的な場所を選択していることを指摘し、集会（抗議デモ）の重要性と特徴を次のように強調した。

「抗議の形態に不可欠の要素として、公園に野宿することで、彼らは自分たちの苦境の切実さを身体的に表現できる。ディケンズでさえできないような明瞭な表現で、彼らは自分たちが放置されていることを身体で表現できるのである⁽¹⁸⁾」。

原告によれば、彼らの集会に「野宿」が不可欠だったのは、「ホームレスたちの実態を再演」し、「劇的に公衆に対して…ホームレスであることは生命を脅かすような欠乏を強いる問題であること」を「象徴的」に訴える目的があったからである。言い換えると、デモや集会などの再現的・演劇的な表現形態は人々の共感や感情を誘発しやすいこと、物事をより正確に表現できることで利点がある⁽¹⁹⁾。

しかし、マーシャル裁判官が批判したように、このことは見過ごされることが多い。現代の判例法理では、表現の内容と形態や方法は切り離して

検討されやすいからである。集会＝デモを通して聴衆に訴える効果を法廷意見も否定したわけではないが、コンテキストとして場所の意義を適切に評価しなかったことで、集会の計画性を理解できなかったのである⁽²⁰⁾。本件デモにおいて、「大統領の公邸近辺で厳寒期に野宿すること」はその活動目的と切り離せない言論の主要素であり、場所と方法の選択が政治的に不可欠だったといえる⁽²¹⁾。

3. 内容中立的規制と集会

法廷意見もテント設営と宿泊を憲法で保護された「言論＝集会」だと認めていたが、集会は時・場所・方法に関して内容中立的規制に服すると判示した。そして、時・場所・方法に対する規制が合理的かどうかを判断するために、規制の必要性を裏付ける政府利益があるか、規制が政府利益を達成するために限定されているか、代替的表現手段があるかという基準を示した。本件では、「公園財産の消耗と破損を制限する」という政府利益が認められ、場所とデモとの結びつきが軽視されたことから、公園の管理が優先される結果になった。しかし、マーシャル裁判官は、このような集会に対する内容中立的規制の審査方法を批判する⁽²²⁾。つまり、規制を正当化する「重大な政府利益」があるとしても、場所と密接に結びついた集会を禁止する場合には、その禁止措置が政府利益を「実質的に」どのように促進できるのかを説明しなければならない。

「争点は、24時間のテント設営を許可する憲法上の義務を政府が負うかどうかではない。政治デモの一部である野宿を禁止することで、いかなる実体的利益がえられるのが争点である⁽²³⁾」。

法廷意見は、「宿泊」の一律禁止は行政の負担を軽減するためだと説明したが、この政府利益の実体は立証されていない。つまり、法廷意見が説得的であるためには、禁止しなければ、行政にとって「通常の場合よりも実質的に困難な管理上の問題が生じる」ことの立証が不可欠である。しか

し、規制が内容中立的だと一度判定されると、審査の厳格度は大きく下げられてしまう。マーシャル裁判官はこれを修正第一条の矮小化だと批判するのである⁽²⁴⁾。

結局、マーシャル裁判官によると、内容中立的規制の審査枠組みでは集会の権利を適切に評価できない。場所に関する判例法理（パブリック・フォーラム論、時・場所・方法の規制）は、場所へのアクセスを制限するように働きやすい。つまり、集会を単に表現形態の一つと捉えるだけでは、場所や空間に依存する話者を不利してしまうといえるだろう。集会の固有の意義や価値を評価するためには、話者が場所を選択できる権利の保障が必要になる。言い換えると、場所には表現的な価値や機能があることを認めなければならない⁽²⁵⁾。たとえば、①特定の聴衆へアクセスするために（政府施設と公職者の関係など）、②場所自体がメッセージ内容と密接に関係しているときに（本件 CCNV 事件や中絶医院とプロライフの活動家の関係など）、メッセージを効果的に伝達するために、③抗議対象をわかりやすく表現するために（公民権運動と分離された公共施設の関係など）、集会の場所が積極的に選択されることがある。このような集会と場所の関係を考えるうえで論争的だったのが、Snyder 事件である。次章で、この事件を検証したい。

II. Snyder 事件連邦最高裁判決

1. 事実の概要

事件の概要は以下の通りである。被告ウエストボロ教会は、1955年にフレッド・フェルプス（Fred W. Phelps）がカンザス州トピカで創立した小規模な教会である。同教会は60～70名（およそ50名はフェルプスの血縁者）で構成され、信者は原理主義的な宗教的信念を實踐している。彼らの考えでは、神は同性愛者を嫌悪し、合衆国軍人を殺すことで同性愛への寛容に対してアメリカ国民を罰している⁽²⁶⁾。同教会は自らの宗教的信念を広く

伝えるために、軍人の葬儀でピケを行い、メディアの注目を集めるために葬儀や墓地の付近で活動を拡大してきた。

本件では、海兵隊員のマシュー・スナイダーの葬儀への抗議活動が問題となった。マシューは2006年3月3日にイラクで職務中の事故により死亡し、葬儀がメリーランド州ウエストミンスター教会で執り行われた。父親（原告アルバート・スナイダー）はメディアの取材を受け、地元新聞の死亡者記事欄で葬儀の場所と日程を告知した。

ウエストボロ教会はマシューの葬儀への抗議活動を計画した。同教会信者はピケを予告し、警察の指示に従って実施した。具体的には、葬儀場近辺（およそ1000フィート離れた公道に面した公有地）から、①「神はUSAを憎悪する、9/11を神に感謝しろ」、「カトリック司祭は少年をレイプしている」、「アメリカは破滅するぞ」、「ローマ教皇は地獄に落ちろ」などとスローガンを書いたプラカードを掲示した（葬儀前の30分間）。なかには、②「地獄に落ちろ」、「神はおまえを憎悪している」、「おまえの死を神に感謝しろ」など、マシュー個人を対象としたと思われるものもあった。さらに、被告は、③明らかにマシュー個人を対象として、「マシュー・スナイダーの苦難」と題した「叙事詩」を教会HPで公開した。「叙事詩」のなかで「神を冒瀆し離婚と不実を息子に教えた」、「彼を悪魔に捧げた」、「神を嘘つきだと吹き込んだ」など、マシューの両親を論難した。

葬儀当日には、葬列はピケから200から300フィート離れた場所を通過したので、原告は掲示内容を識別できなかったが、後でテレビ報道から内容を知り、ウェブ上の「叙事詩」を確認した。そこで、ウエストボロ教会に対し、①名誉毀損、②私生活の公開、③意図的な精神的傷害行為（intentional infliction of emotional distress）、④静謐な環境の侵害、⑤民事上の共同不法行為（civil conspiracy）による損害賠償訴訟を提起した。

事実審は不法行為の主張の一部（③～⑤）について、（補償と懲罰の双方で）損害賠償を認めたが、被告は再審理を申立て、賠償額の減額と修正第一条違反を主張した。連邦地裁は懲罰的賠償を減額し、修正第一条違反の

申立てを棄却したが、控訴審は同教会のメッセージを公共の関心事に関わる言論であり、明白な誤りはなく、誇張的表現にすぎないとし、修正第一条の保護を認めた⁽²⁷⁾。連邦最高裁はサーシオレアライを受理し、法廷意見（ロバーツ首席裁判官）は被告の言論を憲法によって擁護する結論を下した。これにはブライヤー裁判官による結果同意意見とアリート裁判官による反対意見が付された。

2. 法廷意見

法廷意見は、修正第一条によってウエストボロ教会が不法行為責任を免責されるのかについて、言論が「公共の関心事」に関するかどうか争点だと判示した。「修正第一条の保護の中心は公共の関心事に関する言論である」。これは「公共的な問題に関する討論は禁止されず、強く開かれているべきだという原則への力強い国民のコミットメント」を反映している。公共の問題に関する言論は自己統治の核心だからである。言論の自由の法理では、すべての言論が等しく重要だというわけではなく、純粋に私的事項が問題となるときには修正第一条による保護が厳格ではないこともある。純粋に私的事項に関する言論の規制と公共の利益に関する言論の制限は憲法上同じ問題ではないからである。そして、言論の性質は、内容、形態、コンテキストを検証することで判断される。ただ、法廷意見は、その判断に決定的な要因はなく、言論の環境全体を評価しなければならないと説示した。具体的には、次のように言論の公共性について論じた⁽²⁸⁾。

① 言論の内容

第一に、ウエストボロ教会の言論は、合衆国軍における同性愛、国の政治的・道義的な問題、聖職者のあり方を扱っている。これらは私的事項ではなく、社会全体の関心事に関わっている。彼らのプラカードは上品な社会的政治的メッセージとはいえないが、しかし強調されている問題は公共の関心事として重要である。その標識はできるだけ広く公衆に伝える方法で、同教会の見解を伝達している。いくつかの標識が特定個人に関するメ

ッセージを含むとしても、デモ全体の主要テーマが公共の問題を扱っていることに変わりはない。

② 言論のコンテキスト

第二に、言論のコンテキストとして、ピケが葬儀と関連して行われたことが重要である。原告は、葬儀との関連ではウエストボロ教会の言論内容は私的事項だと主張した。しかし、同教会の活動が特定個人の葬儀と結びつけて行われたからといって、言論の性質は変わらない。標識は公道付近の公有地で掲示され、内容は現代社会の公共の関心事に関わる言論である。実際の葬儀の状況によって結論は変わらない。

原告によれば、ウエストボロ教会は彼と家族を攻撃しているにもかかわらず、合衆国の同性愛への寛容やカトリック教会に対する抗議として行為を正当化しているという。しかし、同教会は故人を知る以前からピケ活動の対象について発言していた。同教会の活動を公共の問題について「真面目に信じていない」見解だとはいえない。同教会の公共の関心事に関する言論が原告への私的な攻撃を隠すためだったことを示すような、同教会と原告との関係や対立はみられない⁽²⁹⁾。

③ 言論の場所

原告がウエストボロ教会の言論活動を保護すべきでないと主張するのは言葉だけが理由ではない。同教会が聴衆にメッセージを伝達するプラットフォームとして葬儀を利用しているからである。自分たちの意見を広く伝達するために、また場所と意見の関係に基づいて、同教会が海軍兵学校、州議事堂、スナイダー家の葬儀などを選んでピケを実施していることは間違いない。同教会は国策に対する処罰として神が軍人を殺していると考えているからである。

そこで、スナイダー家の葬儀と結びつけて意見を伝達するという同教会の選択によって、彼らの表現行為は多くの人々、特にマシューの父親である原告に苦痛を与えた。しかし、同教会のピケ活動は、公共の関心事について、公道付近の公共の場所で平穏に実施された。公共の場所は修正第一

条の保障においては「特別な地位」にあると解される。公道は伝統的パブリック・フォーラムの原型であり、「大昔から」公道や歩道は公共の集会や討論のために使われてきた。先例によれば、「保護された言論もあらゆる場所でいつでも等しく許されるわけではない」が、教会の場所と時間の選択は政府規則の範囲を超えていない。これまで連邦最高裁が判示してきた基準に適合する時・場所・方法の合理的な規制の対象である。メリーランド州では墓地付近のピケを制限する法律を制定している。他の43州と連邦政府も同様である。これら法律が内容中立的であれば、本件とは別の問題を提起するが、メリーランド州法は本件活動時には実施されていなかったため、本件事実に法律をどのように適用できるのか、法律や規則が合憲かを本件では審査しない⁽³⁰⁾。

これまで、連邦最高裁は内容中立的規制による場所規制を限定してきた。Frisby 判決では特定の住居の「前面もしくは周辺」のピケ禁止を支持し、Madsen 判決では抗議参加者と中絶クリニックの入口との間に緩衝地帯 (buffer zone) を求める命令を認めた⁽³¹⁾。しかし、規制対象となる行為と規制手段の点で先例と本件とは異なる。

また、ウエストボロ教会信者には自分の意思で (情報発信の) 場所を決める権利がある。同教会は墓地の抗議活動を警察に届け出て、ピケの実施場所について警察の指導に従っていた。ピケは葬儀が行われている教会から1000フィート離れて、会葬者から見えない場所で警察の監督下で行われた。ピケは整然と行われ、騒音や暴言・暴力行為もなかった。

記録によると、ウエストボロ教会のピケが引き起こす苦痛の原因は、葬儀への干渉行為ではなく、伝達されたメッセージの内容 (content) や観点 (viewpoint) である。同教会信者が立っていた場所に、「神の祝福を」、「神のご加護を」と書いた標識をもつ教区民が立っていたとしても法的責任を負わない。被害の原因は同教会の言論内容である。しかし、同教会の活動が公共の関心事について公共の場所で行われたとすれば、その言論は修正第一条の「特別の保護」に値する。人を動揺させ侮蔑の感情を喚起すると

いうだけで言論を制限できない。「修正第一条が基礎とする根本原理があるとすれば、それは社会が不快もしくは賛成できない考え方だというだけで、政府はその思想の表現を禁止できないという原理である」。「すべての言論保護の要点は…誰かが間違っている、あるいは害悪だと思う内容の選択も擁護することである」⁽³²⁾。

④ 精神的傷害行為

陪審はウエストボロ教会のピケを「理不尽で乱暴 (outrageous)」だとして、精神的傷害を意図的に与えたことによる不法行為責任を認めた。しかし、「理不尽で乱暴」という判定は「陪審員の感覚や意見あるいは特定表現の好みに基づいて不法行為責任を課すことを許す、本来的に個人の主観を伴う」柔軟すぎる基準である。本件では、陪審は「言論の内容に関して中立的ではありません、苛烈で辛辣な、ときには不快な表現を抑圧する方便になる現実のリスク」がある。このリスクは受け入れられない。「公共の討論において修正第一条が保護する自由に適切な息つく空間 (breathing space) を与えるためには、侮辱的で乱暴な言論にも寛容でなければならない」。活動方法と場所などコンテキスト全体を考慮すれば、同教会の言論は修正第一条の「特別な保護」に値する。本件ピケが「理不尽で乱暴」だという認定によってこれを覆すことはできない。

⑤ 「静謐な環境」の侵害と「囚われの聴衆」

陪審は静謐な環境への侵害による不法行為責任を認めたが、控訴審は個別には審査しなかった。原告によれば、ウエストボロ教会の活動が修正第一条により保護されるとしても、墓地では人は囚われの聴衆 (captive audience) におかれるので、被告は「静謐な環境 (seclusion)」を侵害したことの法的責任を負う。一般的には、囚われの聴衆の法理とは、それを聞きたくないという聴衆を本来は保障されている言論から保護するための法理である。本件では、被告のピケは葬儀から離れていたため、原告は墓地に移動した際に標識の一部分しか見なかった。ピケが葬儀に干渉した様子はなく、したがって「囚われの聴衆の法理」を本件には適用できない⁽³³⁾。

3. ブライヤー (Breyer) 裁判官による同意意見

ブライヤー裁判官は、法廷意見と同じように、本件言論が公共の関心事に当たると考えながら、公共の関心事に関する言論でも規制される場合があることを確認した。つまり、公共的な言論でも暴力行為（違法な手段）によって自分の意見を公衆に伝達することが擁護されないように、憲法上保護される目的があっても、状況によって、手段として一定の言葉を使用することが保護されないこともある。本件ピケのような加害的な言論は私人を傷つける。「意図的に精神的傷害を与える」行為について、不法行為法は「通常人であれば我慢することを期待できないような激しい苦痛を生じさせる行為」を禁止している。そのような行為は「暴力的で著しく下品で、文明的な社会では不快で許されない」。つまり、法廷意見も州政府が私人を保護できないことを常に意味しているわけではない。

法廷意見の審査からは、被告のピケが合法的な場所から警察の指導に基づいて実行されたことは明らかである。ピケ自体は葬儀場から見えないし、騒音も聞こえない。現に原告は墓地へ移動する際にピケを見ていない。こうした状況下で不法行為法を適用することは、激しい精神的危害から市民を保護するという政府利益と調整することなく、公共の関心事について意見を伝達する行為によって、原告を処罰することになる。修正第一条に基づくならば、原告を保護しなければならないだろう⁽³⁴⁾。

4. アリート (Alito) 裁判官による反対意見

アリート裁判官は「自由で開かれた討論への国民の力強いコミットメントとは、悪意ある侮辱的な攻撃を許すものではない」とし、唯一の反対意見を展開した。本件ピケが公道で行われたという事実だけでは、ウエストボロ教会を免責するのに十分ではないと主張した。

まず、アリート裁判官は、マシュー・スナイダーに対する攻撃は公衆の注目を集めるために、よく練られた戦略であり、被告の活動には場所が重要な要素だったことを指摘した。つまり、葬儀の当日に、被告は他の場所

で抗議活動を行うことを選択できたし、首都、ホワイトハウス、連邦最高裁判所、ペンタゴン、その他に5600箇所以上ある陸軍徴兵基地でピケを実施することもできた。彼らは州の議事堂や合衆国海軍士官学校に立ち戻ることもできた。どこかの公道・公園や葬儀が行われていない別のカトリック教会を選択できた。ただし、こうした場所での小規模なピケはおそらく人目をひくことはない。そこで、被告らはこの問題を解決するために戦略を工夫した。これまでもウエストボロ教会はおよそ600箇所の軍人墓地で抗議活動を行ってきた。彼らは警察官、消防士、自然災害、事故、衝撃的な犯罪の被害者の葬儀でもピケを実施した。こうした抗議を行う前には、彼らは公衆の関心を集めるためにプレスリリースを行う。この戦略は実に効果的である。被告の侮蔑的な攻撃は故人の家族や友人を傷つけるので、メディアは注目せざるをえない。墓地の抗議活動が激しければ激しいほど、ウエストボロ教会は注目を広く集めることができる⁽³⁵⁾。

本件でも被告は従来からの広報戦略を実行した。まずプレスリリースでスナイダーの戦死を「栄誉ではなく恥だ」と表現し、葬儀にプラカードを掲示した。墓地以外の数多くの候補地ではなく、スナイダー家の葬儀を場所を選択したのだから、プラカードの内容はマシューと関係があると普通の人ならば考えるだろう。また、被告は葬儀後もオンラインで記事を掲載し、抗議の趣旨を再確認した。このような証拠に照らすと、カトリックで、合衆国軍に所属していたという理由で、被告がマシュー・スナイダーを個別に攻撃したことは明らかである。そして、マシューと原告は私人であり、彼らへの攻撃は公共の関心事に関する言論とはいえない。カトリックや合衆国軍に関する批評は公共の関心事に関する言論だろうが、マシュー・スナイダーの純粹に私的行為に関する言論はそうではない⁽³⁶⁾。

アリート裁判官は法廷意見を説得力がないとして、具体的に次のように反論する。まず、第一に、法廷意見は抗議活動の主要テーマを公共の関心事だというのが、これは正確ではない。確かに被告の言論内容には保護される言論も含まれているが、原告とその家族への攻撃が内容の最も重要な要

素である。これらを免責する理由はない。

第二に、法廷意見は被告の言論が修正第一条の保護に値するのは、被告の「個人攻撃」が私的遺恨ではないからだという。しかし、自分たちの意見を広く告知したいという動機があるからといって、動機が私人に対する人格攻撃を含む言論を公共の関心事の討論に貢献する言論に転換できるわけではない。世間の注目を集めたいという被告の動機が攻撃の棘を和らげるわけでもない。

第三に、法廷意見は被告の抗議活動が公道で行われたことを重要だと考えているが、この事実だけでは精神的傷害行為を免責するのに十分ではない。確かに公道上の言論は私有財産上での言論よりも不法行為になる可能性は低いかもしれない。しかし、葬儀に近接する公道を無法地帯とみなす理由はない。人格攻撃など精神的傷害行為から住民を保護することが政府に許されているならば、不法行為の場所は決定的な要因ではない。古典的な「挑発的な言葉」や「名誉毀損」の表現も公共の場所で行われた場合にも免責されない。私人の行状や性格に基づく攻撃をこれらと別に扱う理由はない⁽³⁷⁾。

Ⅲ. 判決の検討

1. 言論の自由と不法行為法

Snyder 事件では、修正第一条が保障する被告の言論の自由に対して、不法行為法が保護する原告のプライバシーなどの権利・利益の保護をどう調整するのが直接的な争点となっている。一方の言論の自由はアメリカ的なデモクラシーの特徴であり、憲法が保障する権利のなかでも最も大切だとされている自由の一つである。言論の自由は、民主的政治過程の維持、真実の発見、自己実現、個人の能力の発展などアメリカの理念や多元的社会の平等と寛容を促進することに寄与している。

「制憲者たちは、考える自由、考えるままに発言する自由が政治的真實の発見と拡大に不可欠だと考えていた。自由な言論と集会がなければ議論は無意味であること、それら自由によって、有害な教義の普及から議論が適切に保護されること、自由に対する最大の脅威は不活発な人々であること、このことがアメリカの政治の根本原理であると考えていた⁽³⁸⁾」。

他方で、プライバシーの権利は古典的な意味では「一人にしてもらう権利」として、個人の自律や自己実現など他の権利と共通する価値によって保障される「最も包括的な権利」である。

「憲法制定者は幸福を追求するための好ましい条件を確保しようとした。彼らは人間の精神の本性・感情・知性の重要性を認識していた。彼らは、物質のなかに見いだされるのは、人生の痛み、欲び、満足の一部にすぎないことを知っていた。彼らは、信念・思想・感情・感覚について、アメリカの人々を保護しようとしたのである。彼らは、一人にしてもらう権利、つまり諸権利において最も包括的な権利であり、文明人にとって高い価値ある権利を認めた⁽³⁹⁾」。

これまでも、連邦最高裁は競合する権利・利益を調整する比較衡量の方法を説示してきた。本件では効果的な言論活動のために葬儀を利用したい被告に対して、家族の追悼のために精神的平穏と静謐な環境を保持したい原告の利益が対立している。また、個人の健康、財産、精神的な平穏を保護するという州の利益のほかにも、ヘイトに動機付けられた不法行為が社会の脅威になっているという社会状況も考慮すべき要素だろう⁽⁴⁰⁾。ウエストボロ教会の活動はLGBTQに対するヘイトスピーチということもできる⁽⁴¹⁾。

後述するように、連邦と州の政府は、原告のような個人の利益を保護するために、時間・場所・方法の内容中立的規制を定め、ウエストボロ教会の活動に対処してきた。本件でも被告ウエストボロ教会が条例や警察に従っていたことに争いはない。しかし、時間・場所・方法が法に違反しないことが加害的な言論による損害賠償の成否を決定するわけではない。

2. 言論の自由と「公共の関心事」

連邦最高裁は言論の不法行為責任を検討するに当たり、いくつかの要素を示してきた。なかでも、名誉毀損的表現の大きな転換点となったのが Sullivan 判決だった⁽⁴²⁾。この著名事件は、警察署長が原告となり、ニューヨーク・タイムズを名誉毀損で訴えた事例である。問題の紙面はマーチン・ルーサー・キング牧師らの公民権運動への支援を求め、州警察を批判する意見広告だった。連邦最高裁は記事を政治的言論だと判断し、自己統治に関わる公共の討論を萎縮させないためには名誉毀損の法理を修正すべきだと考えたのである。そこで、連邦最高裁は、原告に損害賠償請求を認める場合を、被告に「現実の悪意」があったことを原告が証明した場合に限定した。「現実の悪意」とは、ある言論のなかで摘示された事実の虚偽性を、被告が知っているか、またはその真実性を疑いながら表現することを意味する。つまり、名誉毀損を主張する原告は「現実の悪意」があったことの証明責任を負い、「明白かつ説得力のある立証」を行わなければならない。報道機関に対する懲罰的損害賠償 (punitive damages) を安易に認めれば、報道に萎縮効果を及ぼしかねないからである。

この事件で「現実の悪意」の法理を適用するうえで、原告の公的地位が決定的要因だったと解される。後の名誉毀損訴訟では、損害賠償責任の成立を厳格化する範囲は、原告が「公職者」から「公的人物 (public figure)」に拡大された。つまり、名誉毀損的表現が憲法問題になるのは、私人から私人に名誉毀損的表現行為があっただけでなく、言論が公共の関心事に関わる場合であること、そして、ある言論が公共の関心事かどうかは対象となる人の属性 (地位) から判断されることが示された。このことは、Gertz v. Robert Welch, Inc でさらに明確化する⁽⁴³⁾。

Gertz 事件は、原告 (弁護士) が警察に敵対する共産主義者だと批判する記事を掲載した被告 (出版社) を訴えた事例だった。連邦最高裁は原告の地位 (公的人物か私人か) を区別し、私人は「損害を受けやすいので、私人を保護する州の利益は大きい」が、公的人物を名誉毀損から保護する

必要性は低いと判示した。その理由について、第一に、原告が公的人物であれば、対抗言論としてメディアを通して自分の評判を擁護できること、第二に、公的人物は公式な地位や一般的な評判を追求し、世間の注目をひくために積極的な措置をとり、性格等への批判や攻撃のリスクも引き受けるが、私人はそのようなリスクを引き受けるわけではないことを指摘した。Gertz 事件では、私人（原告）を不法行為から保護する必要性が高く、連邦最高裁は「現実の損害 (actual damages)」の賠償を認めた。

さらに「公共の関心事」の審査はプライバシーを侵害する表現や意図的に精神的苦痛を与える表現を原因とする不法行為にも積極的に用いられるようになる。前者については、ニューヨーク州法に基づくプライバシー侵害の事例で、連邦最高裁は虚偽の事実を含むプライバシー侵害に「現実の悪意」を適用した⁽⁴⁴⁾。後者については、男性誌記事で近親相姦を示唆するように記述されたことに対する損害賠償を求めた事例で、原告は「政治的公共的な関心事のコメンテーターとして活動する」著名な牧師だったので、連邦最高裁は公的地位と政治的議論におけるパロディや風刺の価値を強調し、法的救済を認めるには「現実の悪意」の証明を要するとした。このとき、言論の内容が「理不尽で乱暴 (outrageous)」だという判断基準は曖昧であり、政治的議論を萎縮させないためには「息つく空間」が必要だと説示した⁽⁴⁵⁾。

Sullivan 事件や Gertz 事件は公共の関心事に関する言論が争点となった事例だが、公共的言論と私的言論が区別された事例で、「名誉毀損的表現のなかに公共の関心事が含まれない場合」には、原告は「現実の悪意」を立証する必要はないとされた。私的言論の憲法的価値は低いと解されたのである⁽⁴⁶⁾。

また、連邦最高裁は、原告が所有物への侵害や現実の損害を主張している事例には、原告が公的人物か、言論が公共的な関心事かにかかわらず、所有権を保護する州の利益を優先した。原告が「創造的財産」を同意なくテレビ放送されたことに対して、プライバシー侵害を訴えた事例では、連

邦最高裁は原告の財産的利益を保護するために、「現実の悪意」を適用しなかった⁽⁴⁷⁾。同じように、著作物を部分的に盗用した政治雑誌に対して不法行為責任を認めた。盗用出版は著作権者に実質的な現実の損害を与えるからである⁽⁴⁸⁾。

以上、一連の判例からは、不法行為法の適用に際して、①原告の脆弱性と法的保護の必要性（原告の地位・属性など）、②言論の性質（言論の公共性）、③損害の態様（精神的・感情的な損害と財産的な損害の区別など）が考慮されていることがうかがわれる。まとめると、言論の自由を最大限に尊重すべきであるのは、原告が公的人物であり、言論が公共の関心事に関するものであって、損害が純粹に精神的・感情的である場合だといえる。反対に、原告が私人で、言論が私的事項に関しており、現実の損害が財産的損害である場合には、不法行為法が優先されることになる。

3. Snyder 事件の判断枠組み

先例の判断枠組みから本件を検討すると、第一に、原告は私人である。被告は、原告を「限定的な目的の公的人物」だと主張したが、先例（Sullivan や Falwell など）と違って、原告は報道以前には一般には知られていなかった。公共的な論争の以前に原告が報道機関の取材に応じ、葬儀日時を告知したからといって「公的人物」とはいえない。それだけで原告を公的人物とするならば、反って私人の発言を萎縮させることになるだろう。

第二に、言論の性質について、本件では公私の要素が混在することが特徴的である。①公共の関心事に関する政治的見解や宗教的意見を表明する部分、②メディアの注目を集めるための個人への扇動的な攻撃を含む部分（家族を名指しした標識やウェブ記事）である。方法が正当であれば、①は保護されるが、②は公共の関心事ではない。不法行為の原因が個人攻撃的な内容と葬儀の利用にあるとすれば、①と②を区別して検討する余地があったと思われる⁽⁴⁹⁾。この点に関して、法廷意見よりも本件コンテキストのなかで「言論」を広く捉えているのがアリート裁判官である。アリート

裁判官は、ピケ前後のプレスリリースやウェブの掲載記事を「言論活動」に含めて、これらは個人攻撃を補強する要素だと考えたのである。

この二つの意見は、ある事例のなかで「表現」や「言論」をどう捉えるのかについて難しさを表しているだろう。アリート裁判官は、公共の関心事に関する言論と私的事項に関する言論が混在する場合に、前者が後者を正当化するわけではないと主張し、被告が葬儀という私的領域を利己的に利用したことを問題とする。反対意見によれば、ピケが物理的直接的に葬儀に干渉しなかったとしても、プレスリリースとウェブの投稿記事の法的責任は問われうると思われる⁽⁵⁰⁾。

第三に、損害の態様について、原告は精神的傷害とプライバシー侵害と深刻な健康被害を主張した。法廷意見は被害の態様に言及していないが、先例によれば、健康への甚大な具体的な被害には損害賠償が認められる余地はあったと思われる。

4. 抗議活動と場所の規制

法廷意見は本件抗議活動の内容を公共の関心事に関する言論だと判断し、修正第一条の保護を認めた。公共の関心事に関わるかどうかは、メッセージ内容、活動の場所・方法・態様など言論活動の環境全体から判断すべきことを示した。ただ、言論の範囲や性質を画定する基準は必ずしも明確ではなかった。実質的には、公共の場所（パブリック・フォーラム）から平穏に合法的に行われたこと、葬儀への直接的な妨害がなかったことが決定的な要因になったと思われる。

「確かにウエストボロ教会が行う墓地のピケは人々を傷つけ、公共的なディスコースへの貢献は取るに足りないかもしれない。しかし、ウエストボロ教会は、公共的な重要事項について、公共の財産上で、法を遵守して平穏に抗議を実施した。スナイダー家の葬儀と同時に行うように計画したが、葬儀への妨害行為はなかった。ピケをその時間にその場所で実施することをウエストボロ教会が選択したからといって、言論の性質は変わらない⁽⁵¹⁾」。

しかし、法廷意見も伝統的パブリック・フォーラムで公共的言論を規制する可能性をすべて否定したわけではない。事案によって、加害的な言論を規制できることをブライヤー裁判官も結果同意意見で確認している⁽⁵²⁾。

そもそも、これまでもウエストボロ教会は州法を遵守し、公道で平和的な抗議活動を展開してきた。中絶医院や個人住宅への抗議に倣って、教会は墓地や葬儀を効果的に利用し、公衆の注目を集めることに成功している。この教会のやり方が不快で攻撃的だとしても、それだけで修正第一条の保護を否定できない。一般的には、伝統的パブリック・フォーラムにおける言論活動を全面的に禁止することは違憲になる。法廷意見も公共的な言論の効用を次のように説いた。

「言論は強力だ。言論によって、人々は行動に掻き立てられ、喜びと悲しみの涙を誘われることも、また大きな苦痛を受けることもある。本件の事実関係に基づけば、発話者を処罰することで、その苦痛に対応できない。私たちは別の方法を選択した。つまり、公共の討論を抑圧しないためには、人を傷つけるものでも、公共の問題に関する言論を保護するという方法である。この方法を選択すれば、本件ではウエストボロ教会のピケ活動を不法行為責任から擁護しなければならない⁽⁵³⁾」。

ただ、ウエストボロ教会への対策として、連邦と州は会葬者を保護するために時間・場所・方法の規制を実施していた。つまり、墓地近辺に緩衝地帯を設定し、一定の時間や表現の態様を制約するという方法である。2005年以降、多くの州では墓地の抗議活動を禁止する法律を制定している。それぞれ州法は一律ではないが、墓地から一定範囲内で抗議活動を禁止する「固定的な緩衝地帯」(距離制限)を定めているのが典型例である。加えて、移動する葬列を保護するために付近の表現行為を禁止する「可変的・流動的な緩衝地帯」を設定し、また葬儀時間中の行為を禁止する「猶予時間」を定めている⁽⁵⁴⁾。しだいに、これら規制の審査が裁判所に求められるようになっていた⁽⁵⁵⁾。州裁判所では、墓地(または葬儀)は非パブリックであるから、葬儀時間に抗議活動が実施された場合には、会葬者を

保護するための緩衝地帯を容認する判決が出されたが、墓地から300フィート以内の「可変的緩衝地帯」を広範すぎると判断した事例もある⁽⁵⁶⁾。

本件では、ゾーニングを定める州法が事件当時には実施されていなかったため、緩衝地帯がどこまで許されるのかなどの問題は検討されていない。ただ、不法行為を判断する場合に、ピケが行われた具体的な場所の状況や墓地周辺の物理的な環境は重要な考慮要素になると思われる。本件陪審では、主張された「静謐な環境」への侵害が成立するには、次のような証明が必要だとされた。通常人にとって、①高度に不快な方法によって、②私的事項に対して、③意図的な、④侵害もしくは介入があるかどうかである。不合理な騒音や視覚妨害行為に対して、会葬者には「静謐な環境＝プライバシー」が保護されなければならない。しかし、「不合理」や「高度に不快な方法」というだけでは、曖昧で内容規制になりかねない。この判断には、距離など空間的条件や、視聴覚に関わる物理的環境の考慮が必要だと思われる。視覚については、聴衆に視線を反らす責任があるとしても、極端な視覚妨害は「囚われの聴衆」を作り出すこともある。聴衆がおかれた具体的な環境を評価することが求められるだろう。

5. プライバシー侵害と場所の拘束性

集会やデモに対するゾーニングを正当化する論理として、有力に主張されているのが「プライバシー」と「拘束性」である。特に墓地・葬儀のような場所では、心理的・感情的に傷つきやすい人々をどう保護するのが問題になる。アリート裁判官も、新法と不法行為法との関係を論じる文脈で、次のように葬儀・墓地を特徴付けている。

「新しい法律の制定は、葬儀が精神的傷害に対して特別な保護を要する特別な行事だという基本を明らかにしている。葬儀では遺族の精神的平穏は特に傷つきやすい。世間の注目を集めるために葬儀を利己的に利用することは、遺族の悲しみを妨げて、故人を弔う前の遺族にとって、最後の時間の記憶を永久に汚すことになる。嫌がらせを受けない平穏な数時間を遺族に

許したからといって、公共の討論を損なうわけではない⁽⁵⁷⁾」。

公道・歩道上で聴衆にプライバシーを認めた事例もあるが、しかし本来的には公共の場所は集会、情報交換、討論に利用されるフォーラムの典型であるから、連邦最高裁はプライバシーの利益を認めることに消極的である⁽⁵⁸⁾。自分の意思で退去できる場所では人は「拘束」されているとは考えられず、公共の場所では望まないコミュニケーションを回避するのは聴衆の責任だと解されている。例外的に言論を制限できるとすれば、「実体的な (substantial) プライバシーの利益を本質的に耐えがたい (essentially intolerable) 方法で侵害する」場合である⁽⁵⁹⁾。基本的には私的領域に限定される「プライバシーの利益」を公共の場所に拡張すれば、寛容の態度を失わせ、公共的な活動を阻害することのほうが懸念されるのである。

確かに話者は墓地や医療施設や政府施設で集会やデモを自由に行えるわけでもなく、大音量で葬儀（教会の行事や患者の療養など）に干渉することは許されない。しかし、本件の場合には、被告の行為とは、葬儀当日前後を除けば、抗議活動を警察に事前に届け出て、葬儀が行われている教会からおよそ1000フィート離れた公有地で、30分間の抗議活動を実施したことである。しかも、騒音も大声もあげなかった。葬列は抗議の場所から200から300フィート離れて通過し、原告は掲示の一部しか見ていない。つまり、被告は会葬者ではなく、むしろ一般公衆へメッセージを発していたように思われる。この状況で、被告が葬儀に直接的に侵入し、耐えがたい方法で干渉したと判断することは難しい。このことは新しい州法の規制枠組みでも同じだろう。

これまでも、連邦最高裁は「住居への抗議活動」も包括的に禁止しないように注意をしている。不法侵入の禁止、集会規模の制限、騒音条例などに基づいて、住民の私的領域を保護しながら、他方で規制を拡大させないように配慮している⁽⁶⁰⁾。加害的な言論を抑制するためには、墓地で聴衆（会葬者）の権利（追悼する権利、礼拝の権利など）を拡張すべきだという見

解は有力だが、あまりに拡張しすぎると、「息をつく空間」への影響を否定できないと思われる⁽⁶¹⁾。

結びにかえて

本稿では、主に Snyder 事件を素材に、集会における場所の価値について検討を試みた。道義的な問題を別とすれば、ウエストボロ教会の活動の巧みさは、集会の権利と場所の関係を考えるうえで示唆的だったと思われる。法廷意見も判示するように、話者には「自分の意思で（情報発信の）場所を決める権利」が必要であり、集会の権利には場所を戦略的に選択する権利も含まれると解される。このことは、集会にとって場所・時間・方法が内容と同程度に重要であることを意味する⁽⁶²⁾。

Snyder 事件の法廷意見には、少数者に対するヘイト・スピーチの危険性を考慮すべきだという批判もあるだろう。政治的公共的な言論を保護すべきだが、そのために私人を意図的に攻撃することは許されない。差別的な言論を抑制することで、修正第一条の価値を促進できる場合もある。ただ、葬儀当日にウエストボロ教会が行ったのは「平穏な集会」である。これは歴史上みられる市民運動の多くの「集会」とさほど変わらない。住宅、州議事堂、裁判所、監獄、図書館、病院、大学など、さまざまな場所を争う集会・デモは不快で暴力的で混乱を起こすこともあるが、それは話者の利点でもある。不快で暴力的だというだけでは憲法の保護を否定できない。社会の多数者が嫌悪している団体も同じように保護しなければならない⁽⁶³⁾。「修正第一条が保障する言論、出版、請願、集会の自由は私たちが嫌う思想にも与えられなければならない。そうでなければ、遅かれ早かれ、私たちが大切にしている思想に対する保護が否定されるだろう」⁽⁶⁴⁾。実際に法廷意見は、内容中立的規制の枠組みであれば、州政府が墓地付近の集会・デモを規制できることを示唆したが、ウエストボロ教会の活動を規制すれば、同じように墓地近辺で行われる他の団体の活動を規制できる

ことになるだろう⁽⁶⁵⁾。

実は、法廷意見は場所の紛争を調整する方法を具体的には示さなかった。競合する利益の衡量について、Sullivan 判決に依拠して「公共の関心事」のテストを機械的に適用し、基本的には、「公共の場所」の「公共の関心事」に関わる言論行為は特別な保護に値するという原理を確認しただけのようにみえる。集会の場所を選択する利益に対して、原告が受ける負担をどう衡量するのかをより丁寧に検討すべきだったように思われる。この点で、本稿も課題を十分に整理したとはいえないが、「表現」に回収されない「集会」の価値を検討することで、次稿の課題としたい。

注

- (1) Benjamin R. Barber, *A Place for Us* (Hill and Wang, 1998); バーバー(山口晃訳)『〈私たち〉の場所』(慶応大学出版会、2007年); Amy Gutmann (ed.), *Freedom of Association* (Princeton University Press, 1998); セイラ・ベンハビブ「公共空間のモデル: ハンナ・アーレント、自由主義の伝統、ユルゲン・ハーバマス」(クレイグ・キャルホーン編、山本啓・新田滋訳『ハーバマスと公共圏』、未来社、1999年)。
- (2) 公共性を支える人間の複数性について、以下参照、Hannah Arendt, *The Human Condition*, Second ed., (The Univ. of Chicago Press, 1998); 斎藤純一『政治と複数性: 民主的な公共性にむけて』(岩波書店、2008年)。人間関係資本 (social capital) について、以下参照、Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (Simon & Schuster, 2001); ロバート・D・パットナム(柴内康文訳)『孤独なボーリング』(柏書房、2006年)。
- (3) リンカーンは「平穩に集会する権利」を「憲法における革命の代用」と表現し、ロールズ (John Rawls) は「集会 = アソシエーション」を「基本的自由」と特徴付ける。エイブラハム・リンカーン(高木八尺・斎藤光訳)『リンカーン演説集』(岩波書店、1957年); John Rawls, *A Theory of Justice* (Harvard University Press, 1971); Laura Weinrib, *The Taming of Free Speech: America's Civil Liberties Compromise* (Harvard University Press, 2016)。
- (4) Timothy Zick, "Recovering the Assembly Clause," *Texas L. Rev.* 91 (2012); John D. Inazu, *Liberty's Refuge: The Forgotten Freedom of As-*

- sembly (Yale University Press, 2012); Margaret M. Russell (ed.), *The First Amendment: Freedom of Assembly and Petition* (Prometheus Books, 2010); Tabatha Abu El-Haj, "The Neglected Right of Assembly," 58 *UCLA. Rev.* 543 (2009).
- (5) Orsolya Salat, *The Right to Freedom of Assembly: A Comparative Study* (Hart Publishing, 2017); Ron Shiffman, Rick Bell, Lance Jay Brown, and Lynne Elizabeth (eds.), *Beyond Zuccotti Park: Freedom of Assembly and the Occupation of Public Space* (New Village Press, 2012); Judith Butler, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly* (Harvard University Press, 2015); ジュディス・バトラー (佐藤嘉幸・清水和子訳) 『アセンブリ: 遂行性・複数性・政治』 (青土社、2018年)。
- (6) William H. Sewell, Jr., "Space in Contentious Politics", in Ronald R. Aminzade, Jack A. Goldstone, Doug McAdam, Elizabeth J. Perry, William H. Sewell, Jr., Sidney Tarrow (ed.), Charles Tilly, *Silence and Voice in the Study of Contentious Politics* (Cambridge University Press, 2001); Lynn A. Staeheli and Don Mitchell (ed.), *The People's Property?: Power, Politics, and the Public* (Routledge, 2008); Mitchell, *The Right to the City: Social Justice and the Fight for Public Space* (Guilford Pubn, 2003).
- (7) 562 U.S. 443 (2011); 藤井樹也「他者に精神的苦痛を与える民事不法行為と表現の自由」(大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』、成文堂、2014年);
- (8) 512 U.S. 43 (1994).
- (9) 条例は、住居の所有者に対して、「居住者」、「売り家」などの表示、安全に関わる危険警告以外の掲示物を禁止する一方で、商業施設、教会、非営利団体については一定の掲示を認めていた。原審は条例を違憲とし、上訴裁判所も条例を内容に基づく規制と認定し、市の「実質的な利益」は規制を正当化するほど「やむにやまれぬ」わけではないと判示した。
- (10) 512 U.S. 43, at 54-55.
- (11) 512 U.S. 43, at 55.
- (12) 512 U.S. 43, at 57.
- (13) 512 U.S. 43, at 56.
- (14) 468 U.S. 288 (1984).
- (15) 規則は「キャンプ」(「宿泊」を含めて定義されている)を指定場所のみに許可するという規定であった。規則上、宿泊の許可は公園内には割り当てられていなかった。地方裁判所は国立公園局に略式判決を認めたが、

上訴裁判所はこれを破棄した。

- (16) 468 U.S. 288, at 293.
- (17) 468 U.S. 288, at 299.
- (18) 468 U.S. 288, at 306.
- (19) 下級審は集会の身体的表現としての重要性を認識していた。抗議方法に不可欠な要素として野宿は「彼らの苦境の痛切さを身体で表現しうる」。See *Community for Creative Non-Violence v. Watt*, 227 U.S. App. D.C. 19, 34, 703 F.2d 586, 601 (1983) (Edwards, J. concurring).
- (20) 連邦最高裁は、象徴的言論の言論性をどのように判断するのかという文脈では「コンテクスト」の重要性を指摘した。See *Tinker v. Des Moines School Dist.*, 393 U.S. 503 (1969); *Brown v. Louisiana*, 383 U.S. 131 (1966); *Stromberg v. California*, 283 U.S. 359 (1931); *Spence v. Washington*, 418 U.S. 405 (1974).
- (21) 原告が集会場所を「議会ビレッジ」や「レーガン・ビレッジⅡ」と名付けていたことから、場所の政治性がうかがわれる。
- (22) 468 U.S. 288, at 307.
- (23) 468 U.S. 288, at 308.
- (24) 468 U.S. 288, at 312-15.
- (25) Timothy Zick, *Speech Out of Doors: Preserving First Amendment Liberties in Public Places* (Cambridge University Press, 2009), ch.4.
- (26) ウエストボロ教会は自身のウェブサイトにて情報発信している。See <http://www.godhatesfags.com/>
- (27) 控訴審は、保護される言論として、①「明白に誤った事実に関する意見」を含まない公共の関心事に関する言論、②「比喩的もしくは誇張された言葉」を用いた意見としての「表現上の誇張」を類型化していた。控訴審は被告の言論をこれらに該当すると判断した。Snyder v. Phelps. 580 F. 3d 206 (4th Cir. 2009).
- (28) 562 U.S. 443, at 447-453.
- (29) 562 U.S. 443, at 455.
- (30) 562 U.S. 443, at 456-457.
- (31) *Frisby v. Schultz*, 487 U.S. 474 (1988); *Madsen v. Women's Health Center, Inc.*, 512 U.S. 753 (1994).
- (32) 562 U.S. 443, at 458.
- (33) 562 U.S. 443, at 459-460.
- (34) 562 U.S. 443, at 462.

- (35) 562 U.S. 443, at 466-467.
- (36) 562 U.S. 443, at 470.
- (37) 562 U.S. 443, at 471-472.
- (38) *Whitney v. California*, 274 U.S. 357, at 375 (1927) (Brandeis, J., concurring).
- (39) *Stanley v. Georgia*, 394 U.S. 557, at 566 (1969).
- (40) 言論は、他者との関係を構築（再構築）するという意味では社会的だとすれば、現実の社会状況から切り離して言論活動の意味を論じることができない。See John B. Thompson, *The Media and Modernity: A Social Theory of the Media* (Stanford University Press, 1995), ch.1; Pierre Bourdieu, *Language and Symbolic Power*, edited and Introduced by John B. Thompson, translated by Gino Raymond and Matthew Adamson (Harvard University Press, 1991), ch.6.
- (41) 「敵意のある言語または非言語的なコミュニケーションや干渉行為をよって行われる、容赦ない、加害者による対象者に対して反復される健康を脅かす虐待」の害悪について、See Gary Namie and Ruth. F. Namie, *The Bully-Free Workplace: Stop Jerks, Weasels, and Snakes from Killing Your Organization* (Wiley, 2011).
- (42) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964),
- (43) *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974).
- (44) *Times, Inc. v. Hill*, 385 U.S. 374 (1967).
- (45) *Hustler Magazine, Inc. v. Falwell*, 485 U.S. 46 (1988).
- (46) *Dun & Bradstreet v. Greenmoss Builders, Inc.*, 472 U.S. 749 (1985).
ただし、この判決には、法廷意見は「公共の関心事」の内容を明確に定義していないという反対意見もある。472 U.S. 749, at 786-87.
- (47) *Zacchini v. Scripps-Howard Broadcasting Co.*, 433 U.S. 552 (1977).
- (48) *Harper & Row v. Nation Enterprises*, 471 U.S. 539 (1985).
- (49) 被告のプラカードには個人を特定しない、一般的な言葉だといえるものもあるが、明らかに原告の家族を名指しした部分については別途検討できると思われる。ただ、ピケ当日の前後して行われた情報発信を原告は直接には争っていない。
- (50) Jeffrey Shulman, "Epic Considerations: The Speech that the Supreme Court Would Not Hear in *Snyder v. Phelps*," *Cardozo L. Rev.* 35 (2011).
- (51) 562 U.S. 443, at 460.
- (52) 法廷意見は、*Clark v. CCNV* の内容中立的規制を先例とした。

- (53) 562 U.S. 443, at 460-61.
- (54) 緩衝地帯は一律ではない。たとえば、モンタナ州やアーカンソー州は墓地から1500フィート内で、サウスダコタ州とミシシッピ州は1000フィート内で、デモや掲示活動を禁止している。半数以上の州が墓地から500フィート内の活動規制を課している。オハイオ州は300フィート、イリノイ州とユタ州は200フィートの緩衝地帯を定める。メリーランド州、ニューヨーク州、バーモント州は墓地から100フィート規制である。フロリダ州とミズーリ州は空間的に規制せずに、「いかなる場所であろうと、葬儀が行われている場所の面前もしくは周辺」で抗議活動を禁止する。違反者には罰則がある。See Robert F. McCarty, "The Incompatibility of Free Speech and Funerals: A Grayned-Based Approach for Funeral Protest Statues," 68 Ohio St. L. J. 1469 (2007).
- (55) 最初の判決は、*Phelps v. Hamilton*, 840 F. Supp. 1442 (D. Kan. 1993) である。
- (56) 内容中立的なゾーニングには中間的な審査基準を適用し、規制がより広範囲になる場合には厳格な基準を適用する傾向がみられる。「不合理」で「妨害的な」音声や映像による干渉を禁止しても合憲だが、全面的な禁止措置など広範すぎる制限は疑わしい。See *Phelps-Roper v. Heineman*, 720 F Supp 2d 1090 (D Neb 2010).
- (57) 562 U.S. 443, at 473.
- (58) *Hill v. Colorado*, 530 U.S. 703 (2000) は中絶医院付近（8フィート）に保護的領域を認めた。「公共的プライバシー」の必要性和困難については、以下を参照、Alan F. Westin, *Privacy and Freedom* (Atheneum, 1968); Daniel J. Solove, *Understanding Privacy* (Harvard University Press, 2008); ダニエル・J・ソローヴ（大谷卓史訳）『プライバシーの新理論』（みすず書房、2013年）。
- (59) *Cohen v. California*, 403 U.S. 15, at 21 (1971).
- (60) 個人の住居への干渉を抑制しつつ話者を完全に排除しない配慮である。See *Frisby v. Schultz*, 487 U.S. 474 (1988); *Madsen v. Women's Health Center, Inc.*, 512 U.S. 753 (1994).
- (61) Mathis Rutledge, "A Time to Mourn: Balancing the Right of Free Speech Against the Right of Privacy in Funeral Picketing," 67 Md. L. Rev. 295 (2008); Steven J. Heyman, *Free Speech and Human Dignity* (Yale University Press, 2008).
- (62) 話者の「自律原理」からの議論は、以下を参照。C. Edwin Baker,

“Scope of the First Amendment Freedom of Speech,” UCLA L. Rev. 25, pp964-1040 (1978); C. Edwin Baker, Human Liberty and Freedom of Speech (Oxford University Press, 1989).

- (63) アンソニー・ルイス (池田年穂・靱岡宏成訳) 『敵対する思想の自由』 (慶應義塾大学出版会、2012年)。
- (64) Communist Party v. Subversive Activities Control Board, 367 U.S. 1, at 137 (1961), Black J., dissenting.
- (65) 各州や連邦の政府が制定した墓地付近の活動を規制する法律は実際にはウエストボロ教会への対策なので、これは内容規制にならざるをえないと思われる。